

福祉会館閉鎖に伴う 学校施設利用について

林 倫子 (生活者ネット)

2016年3月31日をもって福祉会館が閉鎖になる。市民が活動する場として学校施設を利用したいという声は上がっており、と予想する。(ア)現在でも、会議室や校庭使用の受付は学校が行っている。その事務で通常業務に支障は出ていないのか。(イ)学校施設の市民への開放拡大と

予約の簡素化を図らないか。

断で、教育、学習等に支障のない限り使用させることができる。と確認している。しかし、事務の軽減を求める声は上がっていない。(イ)児童・生徒の安全確保のための管理体制の強化、施設の改修、利用団体等



の調整や緊急事態への対応が課題である。さらに、特別支援教室の完全実施も予定されており、教室の確保が難しい。学校施設の利用は大変厳しい。

生涯学習部長 (ア)生涯学習課の事業では、利用受付を課職員と利用者で行っている。

■その他、今後も地下水を飲料水として利用し続けられるよう、水循環マスタープラン改定に際して情報公開を都に求めることと、雨水浸透施設の費用的な効果を質問しました。



今後、ますます市民の要望が増す学校施設の開放。早急に利用環境を整えるべき

第二庁舎の解消と 新庁舎建設

百瀬和浩 (リベラル保守)

①第二庁舎は庁舎としての耐震性能を持っていない。平成26年第3回定例会で購入を提案された際に、どのようにして耐震性能を確保する考えであったのか。あるいは考えはなかったのか。また、庁舎の利用終了後は図書館本館や公民館に利用する構想も明らかにされたが、設計



荷重条件から困難である。これらへの対応をどう考えていたのか。構造計算書を十分検証して購入議案を提案されるべきである。

②新庁舎建設予定地北側のJR高架下敷地を市が確保することとは、庁舎建設に極めて重要な意味を持つが、市としての考えは今のようになっているのか。市長 市として重大な関心があり、独自に利用を進めないようにJRに話をしている。市が借りられない状況ではないだろうと思っている。この土地の活用は非常に重要だと考えている。



庁舎としての耐震性能を有していない第二庁舎

新福祉会館建設計画 について市の見解を問う

森戸洋子 (日本共産党)

①福祉会館の建設について。(ア)仮移転に伴う代替施設については、公共住宅の集会施設の利用等を提案してきたが、検討状況は。(イ)今後、公民館で青年学級などを円滑に行えるのか。(ウ)公民館の将来計画の検討状況は。

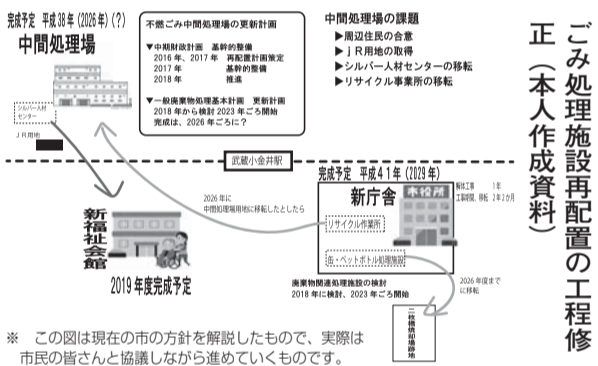
後調整していく。

公民館長 (イ)可能な限り確保したい。青年学級は、学校施設で開催する方向で調整中。(ウ)公民館運営審議会と協議し、1月中長期計画案を諮問する予定。

②ごみ処理施設、市役所の配置計画について。(ア)シルバー人材センターを新福祉会館の中に含める理由は何か。(イ)中期財政



計画では、廃棄物処理施設配置計画を2016・17年度で検討すること。市役所建設予定地内にあるリサイクル事業所、廃棄物関連処理施設の移転計画、中間処理場の計画がなく、建設予定地内での建設計画は白紙の状態。新福祉会館を市役所と一緒に建設する案は困難では。



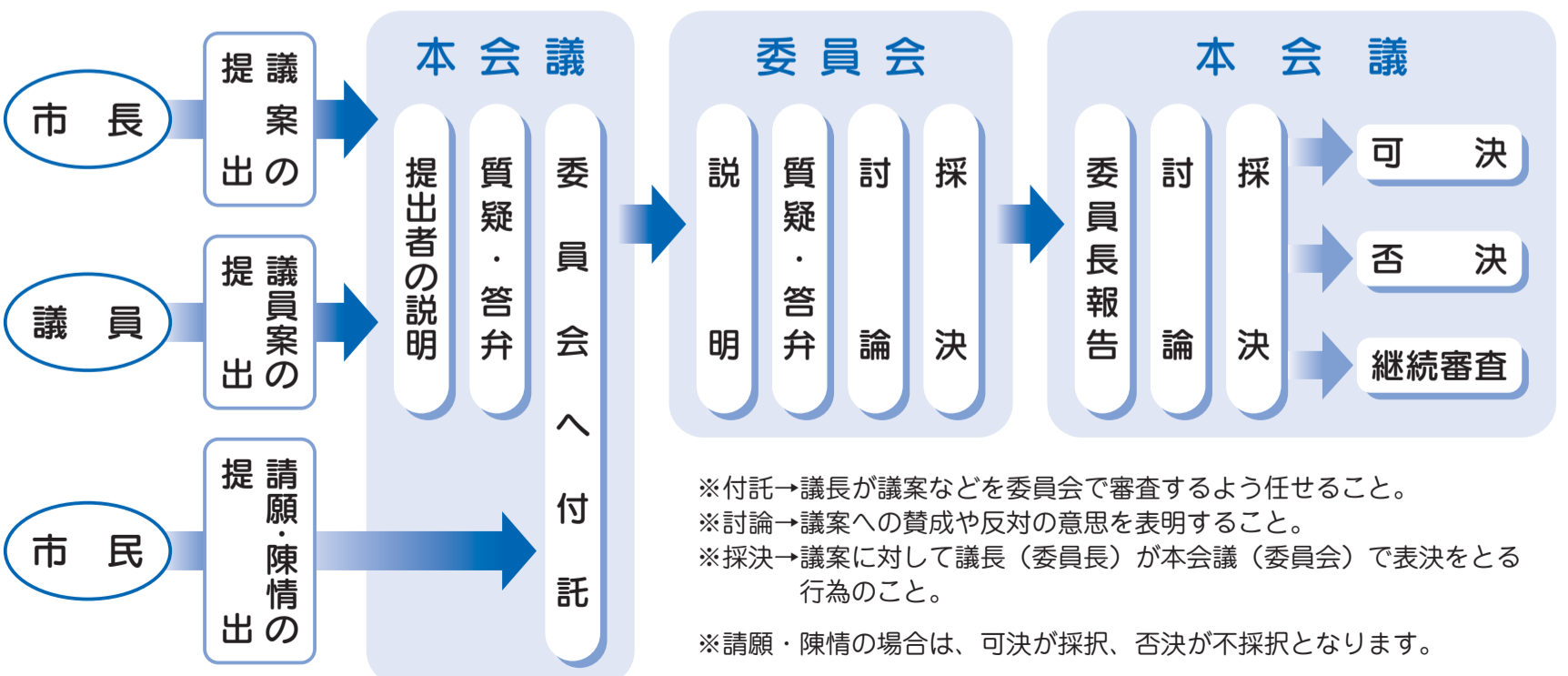
※ この図は現在の市の方針を解説したもので、実際は市民の皆さんと協議しながら進めていくものです。

議会 Q & A

Q 議会はどのような流れで進むのですか？

A 本会議は年4回(3月、6月、9月、12月)定期的に開かれる定例会と、必要に応じて開かれる臨時会があり、原則、市長が招集します。

定例会・臨時会とも会期が定められ、本会議や委員会を開き、議案などを審議・審査し、議会としての意思を決定します。定例会は約1か月間開かれます。市長や議員から提出される議案や議員案、市民から提出される請願・陳情書は、おおむね以下のような流れで審議・審査されます。



※付託→議長が議案などを委員会で審査するよう任せること。
※討論→議案への賛成や反対の意思を表明すること。
※採決→議案に対して議長(委員長)が本会議(委員会)で表決をとる行為のこと。
※請願・陳情の場合は、可決が採択、否決が不採択となります。